平成２７年（フ）第１４１号
三重県津市相生町227番地
債務者　松下　佳奈
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５２４号
神戸市灘区六甲町１丁目６番19―305号
債務者　ラプレシウスこと　亀田眞紀子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５８０号
神戸市中央区山本通２丁目７番14―302号
債務者　鵜瀬　政行
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４７号
神戸市灘区大石北町７番５号　セジュール北町101号室
債務者　倉義巳こと　倉　　義己
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５４号
神戸市灘区赤坂通３丁目１番10号、従前の住所神戸市中央区生田町１丁目２番29号　新神戸ハイム403
債務者　森　　朋義
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５５号
神戸市灘区赤坂通３丁目１番10号、従前の住所神戸市中央区生田町１丁目２番29号　新神戸ハイム403
債務者　森　　昭代
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６６０号
神戸市須磨区大池町５丁目18番７―502号
債務者　近藤　静香
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６６７号
大阪市平野区喜連東３―13―11　メルベーユシャンブル310、住民票上の住所神戸市垂水区星陵台４丁目３番45―902号
債務者　河野　　彩
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６７０号
神戸市中央区山本通２丁目７番14―302号
債務者　鵜瀬　美加
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９６号
鳥取県鳥取市数津21番地１　県住103号、旧住所鳥取県鳥取市吉成南町１丁目12番８号
債務者　谷川　勝利
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８６号
山口市阿知須4701番地１　コーポマシゲ202、前住所山口県宇部市大字際波402番地３
債務者　冨田かおり
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９４号
愛媛県松山市此花町６番32号　渡辺ハイツ205号
債務者　本田　和美
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１２号
愛媛県松山市山西町169番地２　山西団地３棟24号
債務者　清本まり子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７５号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県営明星寺団地６棟612号　（前住所　福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲716番地12）
債務者　高橋　賢次
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第７８号
福岡県飯塚市菰田東２丁目10番９号
債務者　小山田政貴
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第３９号
福岡県八女市蒲原1323番地２　ドリーム蒲原101号
債務者　栗原　信一
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
福岡地方裁判所八女支部